

第4章 うるおいとやすらぎに満ちた快適な環境の保全と創造

第1節 身近にふれあえる緑や水辺の保全と創造

第二次青森県環境計画に掲げた関連指標の状況

指標名	基準値	前年度の実績値	現状値	目標値	指標の説明
1人当たり都市公園面積	14.45㎡/人 (平成17年度)	14.94㎡/人 (平成18年度)	15.24㎡/人 (平成19年度)	16.0㎡/人 (平成20年度)	都市計画区域内の人口一人当たりの都市公園面積です。
都市公園整備面積	1,745.34ha (平成17年度)	1,805.29ha (平成18年度)	1,806.92ha (平成19年度)	1,970ha (平成20年度)	都市計画決定済みで開設された都市公園の面積です。

1 多自然川づくり

「多自然川づくり」とは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多彩な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことです。

また、「多自然川づくり」はすべての川づくりの基本であり、すべての一級河川、二級河川及び準用河川における調査、計画、設計、施工、維持管理等、河川管理におけるすべての行為が対象となっており、県内全域で実施されています。

2 海岸環境整備

国土保全との調和を図り、国民の休養の場としてその利用に供するため豊かで潤いのある海岸環境の整備を行い、快適な海浜利用の向上を図るため、階段式護岸、遊歩道、人工リーフ、離岸堤、養浜等の整備を行うものです。

平成20年度においては、農林水産省所管の海岸で岩崎海岸1海岸、国土交通省港湾局所管の海岸で七里長浜港1港において整備が行われます。

3 港湾環境整備

港湾環境のアメニティの向上を目指し、レクリエーションやイベント等多彩な交流活動の拠点として、更には災害時における避難地や救援活動等の拠点として、広場、休憩施設、植栽、親水施設等を整備し、豊かなウォーターフロントを形成するものです。

平成20年度においては、青森港等4か所において整備が行われます。

また、港湾における廃棄物の不法投棄防止対策及び不法係留船対策を行うことにより、港とその周辺の景観を守り、次世代に誇れる財産としての港の「環境づくり」に寄与するため、廃棄物の撤去及びパトロールの強化を進めています。

4 漁港環境整備

漁港における景観の保持及び美化を図り、潤いのある環境を形成して漁港環境を快適にし、漁港をより魅力あるものとするため、漁港施設用地等に植栽、休憩所、運動施設、親水施設等の整備を行うものです。

5 農地の保全

農地は、私たちに食料を供給する生産の場であるとともに、動植物が生息する場や自然の恵みにふれあえる体験学習の場となっているほか、緑や水辺がつくる心やすらぐ農村景観を形成するなど、重要な役割を果たしています。

一方、農業者の高齢化や担い手の減少などにより、耕作されない農地（耕作放棄地）が年々増加している傾向にあり、農地が持つ様々な機能の維持が困難となりつつあります。

このことから、耕作放棄地を優良な農地として活用するとともに、農地の持つ様々な機能を維持・保全するため、農地利用の検討会の開催や意識啓発、伐根や整地などの簡易な基盤整備による復旧など、耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取組みを総合的に支援しています。

第2節 良好な景観の保全と創造

第二次青森県環境計画に掲げた関連指標の状況

指標名	基準値	前年度の実績値	現状値	目標値	指標の説明
景観行政団体である市町村の数	1市町村 (平成18年度)	- -	2市町村 (平成19年度)	5市町村 (平成21年度)	景観法に基づく景観行政を自ら担うこととし、知事に協議を行い、その同意を得た市町村数です。

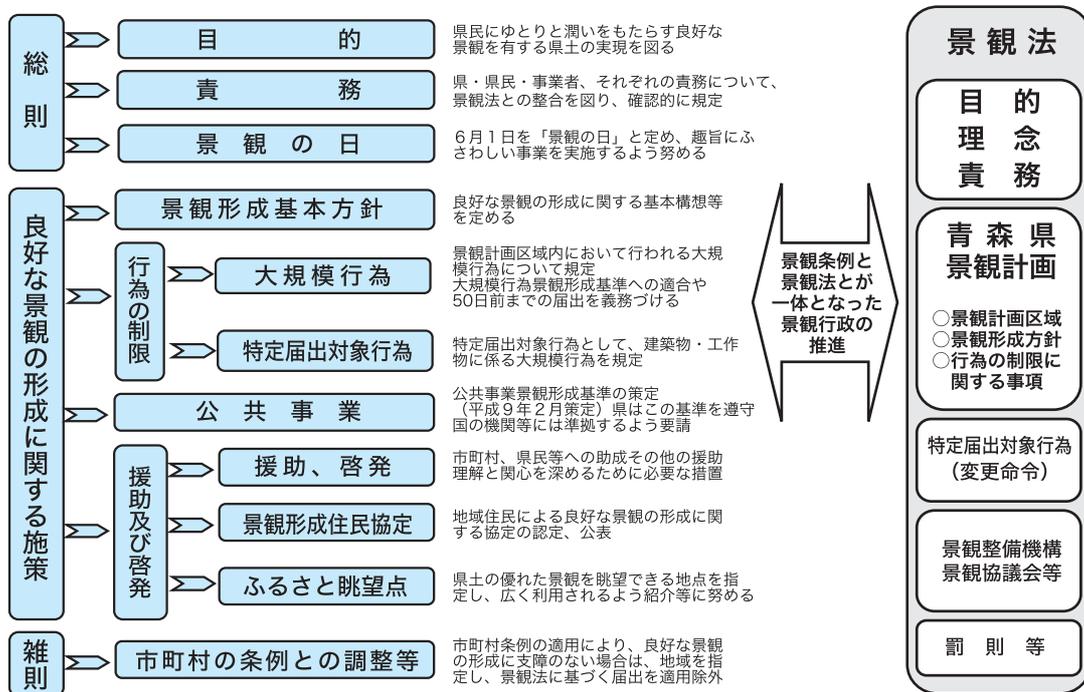
1 景観法及び青森県景観条例に基づく景観形成の推進

本県では、平成8年4月1日に青森県景観条例を施行し、景観に関する各種の施策を推進してきました。

この条例は、県民にゆとりと潤いをもたらす県土の実現を図ることを目的に、届出制度による規制誘導のほか景観や普及啓発等ソフト事業についても規定しています。

また、県では平成17年6月の景観法施行を受けて、平成18年3月に「青森県景観計画」を策定するとともに、景観条例を一部改正し、景観法と景観条例を一体的に運用する制度とし、平成18年4月1日から施行しています(図2-4-1)。

図2-4-1 青森県景観条例の体系



2 青森県景観形成審議会の設置

青森県景観形成審議会は、知事の附属機関として平成8年9月に設置され、青森県景観条例に規定する景観形成基本方針の策定等、県土の景観形成に関する重要事項を調査審議してきました。

景観法の施行に伴い、景観行政と屋外広告物行政が密接な関連を有し、一体的な運用が求められるようになったことから、景観行政と屋外広告物行政の一体的な推進を図り、屋外広告物の規制を含む良好な景観の形成について総合的な審議を行うため、平成18年度に青森県景観形成審議会と青森県屋外広告物審議会を統合し、同年6月には統合後の初めての景観形成審議会を開催しました。

3 大規模行為届出制度

青森県景観条例では、景観形成に大きな影響を及ぼすおそれのある一定規模を超える建築物・工作物の建設、土石の採取等の大規模行為について事前の届出を義務づけ、大規模行為景観形成基準との適合性について審査を行っています。

平成17年度までは、基準に適合しない行為に対しては、「指導」、「勧告」、「公表」の3段階の措置を行うことができた制度でしたが、景観法によって平成18年度からは、基準に適合しない行為に対しては、「勧告」、「告知」、「公表」又は景観法に基づく変更命令を行うことができることとなりました。

平成19年度の届出件数は270件でした。

4 公共事業景観形成基準の策定

公共の道路、橋、建築物等は、大規模なものや地域の景観の基盤となるものが多く、県土の景観を構成する重要な要素となっています。そこで、県が実施する公共事業に係る景観形成のための基準として、「青森県公共事業景観形成基準」を平成9年2月18日に策定し、景観形成の先導的役割を果たすこととしています。

5 景観形成に関する普及啓発事業及び支援事業等の実施

(1) 普及啓発事業

県民や事業者等の景観形成についての関心と理解を深めるため、次の事業を実施しています。

景観学習教室

景観の専門家を講師として小学校等へ派遣する「景観学習教室」を平成14年度から実施しています。平成19年度は県内17小学校で開催しました。

環境色彩研修

県・市町村景観担当職員等を対象とする色彩に関する研修会を平成15年度から開催しています。平成19年度は10月に開催しました。

公共事業景観研究会の開催（公共事業の景観形成）

公共事業における良好な景観の形成を目指し、担当者の景観形成に関する知識やノウハウのスキルアップを図るための研修会を平成18年度から開催しています。平成19年度末までに合計6回開催しました。

「景観の日（6月1日）」を中心とする普及啓発（平成19年度新規事業）

一般県民、事業者、市町村等への重点的な普及啓発を図るため、「景観の日フォーラム」を開催するとともに、積極的な景観形成に関する活動を推奨するため、「ふるさとあおもり景観賞」を創設し、その表彰を行いました。

(2) 支援事業及びその他の施策

景観アドバイザーの派遣（技術的支援）

県民、市町村、事業者等の景観づくりを支援するため、景観の専門家をアドバイザーとして派遣しています。

ふるさと景観形成事業（景観づくりモデル事業）

県内他地域へのインセンティブとなるような景観づくりモデル地区の形成を目指し、行政と地域住民、事業者等が協働で景観づくりを考え、実施しています。

平成19年度は、是川縄文の里周辺地域を対象地区として、事業を実施しました。

6 青森県景観計画の策定

景観法に基づく制度へ移行するため、平成18年3月に、景観行政団体が景観法の手続きに従って定める「良好な景観の形成に関する計画」である「青森県景観計画」を策定しました。その概要は次のとおりです。

(1) 景観計画区域

これまでの大規模行為の届出制度を継続するため、景観計画区域は県内の区域（景観行政団体である市町村の区域を除く。）の全域としました。

(2) 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

景観条例に基づいて策定した「青森県景観形成基本方針」を基本的には維持しながら、基本目標等必要事項を定めました。

(3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観条例に基づく「大規模行為届出制度」と同様としました。

(4) 必須事項以外の事項

屋外広告物の規制に関する事項等必須事項以外の事項については、今後必要に応じて措置することとしました。

第3節 歴史的・文化的遺産の保護と活用

第二次青森県環境計画に掲げた関連指標の状況

指標名	基準値	前年度の実績値	現状値	目標値	指標の説明
指定文化財の件数 (国、県及び市町村、 毎年4月1日現在)	1,427件 (平成18年)	1,433件 (平成19年)	1,479件 (平成20年)	1,485件 (平成20年)	国・県・市町村における文化財の指定数(累計)です。
特別史跡三内丸山遺跡の見学者数	333,593人 (平成17年度)	370,457人 (平成18年度)	328,815人 (平成19年度)	455,000人 (平成20年度)	特別史跡三内丸山遺跡の見学者数です。
県立郷土館利用者数	78,130人 (平成17年度)	69,983人 (平成18年度)	73,915人 (平成19年度)	107,719人 (平成20年度)	県立郷土館の年間利用者数です。

1 歴史的・文化的環境の保全・創造の必要性

近年、人々の価値観の多様化やライフスタイルの変化に伴い、生活環境に「潤い」や「やすらぎ」などの精神的な豊かさが求められてきています。このような観点に立って、快適な環境を創造していくためには、公害防止などの生活環境の保全や自然環境の保全だけでなく、身近な水辺や緑、美しい街並みや歴史的雰囲気と調和した環境の保全・創造を図っていくことが必要です。豊かな緑、清らかな水辺、ゆとりある空間、美しい街並み、歴史的・文化的遺産などがバランスよく備わった良好な環境づくりは、人間性豊かな生活と、地域の活性化を推進していく基盤ともなるものであり、また、健康の維持・増進、精神のリフレッシュあるいは子どもたちの健やかな成長にも欠かすことのできないものと考えられます。

2 歴史的・文化的環境の要素

歴史的・文化的環境を構成する要素は、自然景観、都市景観、身近な水辺と緑、歴史的・文化的遺産等広い分野にわたっています。

これら各要素について見ると、自然景観については、国立公園、国定公園など、自然公園法等の法令によって指定・保全されているものだけでなく、地域のシンボルとなっている山や川、海の景観など、身近な自然が創り出す景観も含まれます。

また、歴史的・文化的遺産についても、文化財保護法等の法令によって指定、登録されている重要有形、無形文化財等や埋蔵文化財に限らず、各地域の成り立ちや歴史を現わす集落・街並み、祭り、民俗芸能等も含まれます。

近年はこのように、保護等に関して法令上指定されていない身近なものも含めて保全していくことが求められてきています。

3 課 題

自然景観や我々の先祖が創り出し、伝承されてきた歴史的・文化的遺産は、我々の生活環境の一部を形成する、地域に根ざした貴重な財産ですが、経済発展や生活様式の変化に伴い、中にはその価値が忘れ去られていく傾向にあるものもあります。中でも、保護・保全の体制が整備されていない身近な自然や歴史的・文化的遺産については、その傾向が顕著です。こうした身近な郷土の自然や歴史的・文化的遺産について重要性を再

認識し、これらに関する適切な保全・活用を考えていく必要があります。

また、良好な景観づくりをはじめとして、環境に対する人々の要求も多様化してきており、環境創造の観点から、地域の歴史や文化的特色を生かすとともに、新たな時代感覚をも取り入れ、積極的に都市空間や街並み空間、更には田園景観の創造を図っていくことが重要です。人々の多様なニーズを踏まえながら、地域の自然や文化と身近な緑や快適性等が調和した、個性的で潤いのある環境の創造を図っていくことが必要となっています。

4 青森県史の編さん

県では、県民の郷土に対する理解と愛着を深め、貴重な歴史資料を県民共有の財産として永く後世に伝えるため、青森県史編さん事業を実施しています。

平成19年度までに、「資料編」15巻、「自然編」2巻、「民俗編」2巻、「別編」1巻の計20巻を刊行しました。

平成20年度は、「資料編」1巻の刊行を予定しています。

5 個性的で潤いのある環境の創造

青森県立美術館では、隣接する日本最大級の縄文集落跡である特別史跡三内丸山遺跡と一体的な芸術文化の情報発信地として、幅広い人々に縄文文化とアートの魅力を同時に楽しんでいただけるよう、平成19年度から「アートイン三内丸山遺跡プロジェクト」を実施しています。平成19年度は、現代美術作家・小沢剛氏制作の「ベジタブル・ウェポン - 縄文鯛鍋 / 青森」の三内丸山遺跡における野外展示及び青森市内の小・中・養護学校の児童生徒による「縄文アートベンチ」の制作を行いました。

6 地域の歴史的・文化的遺産の保全と活用

県では、国の伝統的工芸品に指定されている津軽塗産業の振興を図るため、津軽塗業界、マーケティング専門家、行政等が連携し、比較的手頃な価格帯の魅力ある新商品の開発を進めています。具体的な開発商品は、「うるおい椀」です。従来のお椀よりも小さくし、女性や子どもたちが持ちやすいサイズにしました。そして、30余名の津軽塗の作り手が、同じサイズのお椀をそれぞれの塗りでデザインし、箸と箸置きもセットで作成しています。

これらの施策を通し、青森県の歴史的・文化的遺産を象徴する伝統工芸品「津軽塗」を守り続けていきます。

第4節 快適な雪国の暮らしづくり

第二次青森県環境計画に掲げた関連指標の状況

指標名	基準値	前年度の実績値	現状値	目標値	指標の説明
道路除雪延長	3,005km (平成17年度)	3,005km (平成18年度)	3,005km (平成19年度)	3,005km (平成21年度)	県が管理する国、県道のうち冬期間に除雪を実施する延長です。
県管理道路の歩道除雪率	33.0% (平成17年度)	33.4% (平成18年度)	33.5% (平成19年度)	36.0% (平成21年度)	県管理道路の歩道のうち、冬期間除雪が実施される歩道の割合です。
「冬のハウス栽培」面積	135ha (平成17年度)	136ha (平成18年度)	139.7ha (平成19年度)	194ha (平成21年度)	県内で冬期間に農作物の栽培に利用されているハウス面積です。

1 「冬の農業」の推進

「冬の農業」は、寒さや雪、温泉、バイオマス資源など地域にある資源を積極的に活用して、安全で安心な農産物や加工品づくり、観光・体験農業などを推進し、冬に働く場の拡大や所得の向上を図る本県独自の施策です。

県では、「冬の農業」の意欲的な取組を支援しており、最近では、原油価格の高騰や地球温暖化防止の観点から、温泉熱や未利用木材、廃タイヤなどの石油に代わる身近なエネルギーを熱源とした加温栽培や、雪を利用した天然の冷蔵庫（雪室）でりんごや根菜類を保存し、付加価値を高めて販売する取組が活発化しています。

また、特徴的な取組として、中南地域において、建設業者等の異業種と連携して、自然条件に左右されない閉鎖型植物生産システムを利用した周年栽培の実証を行っています。

2 ユビキタスあおもり推進プロジェクト

県では、ユビキタスネットワーク技術などの情報通信技術を活用し、県民の暮らしやすさを高めるための取組を推進しています。

具体的には、県内の道路情報や公共交通情報がいつでも・どこでも入手可能となるシステム（「青森みち情報」、「あおもり交通ナビ」）の構築など、冬期間も含めて暮らしやすい街づくりに向けた取組を行っています。

また、ユビキタスの理解促進を図るため、児童を対象としたワークショップ「ユビキタス出前授業～ユビキタス？君なら何する？～」を平成20年9月にむつ市において開催したほか、10月には講演会を開催しました。

3. 冬期ITS推進事業

県では、道路利用者や県民生活の安全性向上を図るため、ITS技術の活用による冬期道路管理を支援するソフト対策を推進しています。

平成20年度は、国及び青森市で既に導入している、除雪車両にGPSを搭載してリアルタイムで除排雪状況を把握するGPS除雪システムの導入と、冬期間の警報・注意報や山間部の通行止め情報のメール配信を予定しています。

これにより、道路管理者間の面的な情報共有と情報提供が可能となるので、県民からの要望等に対して迅速に対応することができ、効率的・効果的な除排雪体制が構築されます。